

令和8年8月高額療養費（限度額）制度 見直しについて

令和8年8月より、高額療養費制度（国の医療保険制度）の自己負担限度額が以下のように変更となります。あわせて長期療養者の負担軽減を目的として、新たに「年間上限」が導入されます（年間上限を超えて支払った限度額については、保険者から償還払いされる予定になっています）。ご理解の程、よろしくお願いいたします。

【70歳未満の患者様】

記号	所得区分	令和8年7月以前		令和8年8月以降		
		外来	限度額 {世帯}	外来	限度額 {世帯}	年間上限(※)
ア	年収1160万円～ < 多数回該当 >	252,600円 + (医療費－842,000) × 1% <140,100円>		270,300円 + (医療費－901,000) × 1% <140,100円>		168万円
イ	年収770万円～ 1160万円 < 多数回該当 >	167,400円 + (医療費－558,000) × 1% <93,000円>		179,100円 + (医療費－597,000) × 1% <93,000円>		111万円
ウ	年収370万円～ 770万円 < 多数回該当 >	80,100円 + (医療費－267,000) × 1% <44,400円>		85,800円 + (医療費－286,000) × 1% <44,400円>		53万円
エ	年収～370万円 < 多数回該当 >	57,600円 < 44,400円 >		61,500円 < 44,400円 >		53万円
オ	住民税非課税 < 多数回該当 >	35,400円 < 24,600円 >		36,900円 < 24,600円 >		29万円

【70歳以上の患者様】

記号	所得区分	令和8年7月以前		令和8年8月以降		
		外来	限度額 {世帯}	外来	限度額 {世帯}	年間上限(※)
現役Ⅲ	年収1160万円～ < 多数回該当 >	252,600円 + (医療費－842,000) × 1% <140,100円>		270,300円 + (医療費－901,000) × 1% <140,100円>		168万円
現役Ⅱ	年収770万円～ 1160万円 < 多数回該当 >	167,400円 + (医療費－558,000) × 1% <93,000円>		179,100円 + (医療費－597,000) × 1% <93,000円>		111万円
現役Ⅰ	年収370万円～ 770万円 < 多数回該当 >	80,100円 + (医療費－267,000) × 1% <44,400円>		85,800円 + (医療費－286,000) × 1% <44,400円>		53万円
一般	年収～370万円 < 多数回該当 >	18,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 < 44,400円 >	22,000円 (年間21.6万円上限)	61,500円 < 44,400円 >	53万円
低Ⅱ	住民税非課税 < 多数回該当 >	8,000円	24,600円	11,000円 (年間9.6万円上限)	25,700円 < 24,600円 >	29万円
低Ⅰ	住民税非課税 (所得一定以下)		15,000円	8,000円	15,700円	18万円

(※年間上限とは、8月～翌7月の期間で計算されます。)